

名古屋北部民商ニュース

発行：2024年11月25(月) No. 596

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8114

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

中小業者の営業と暮らしを守る民商を大きくしよう！

民商への弾圧許すな！ 禰屋さんの無罪を必ず勝ち取ろう！

11月17日(日)午後2時から、「倉敷民商弾圧事件・無罪を勝ち取る愛知の会」の第11回総会が労働会館で開かれ、45人(北部民商からも1人)が参加しました。愛知の会会長の竹内平弁護士が「差し戻し審も、いよいよ大詰めとなり、皆さんの努力が検察の欺瞞を暴いていく力になった。引き続きご協力をお願いします」と開会のあいさつを述べました。第一部では、倉敷民商弁護団の千田卓司弁護士が、「闘いの成果と確信、これからの展望」と題して記念講演。千田弁護士は、2023年の裁判再開以降の公判の状況を解説し、「税理士法違反は権力側にとって非常に使い勝手がいい。禰屋さんの逮捕後に、警察官が会員のところに行き脱会工作までしている。委縮効果がある」「民商会員の名簿を全て持っていったり、パソコンを押収したりしているが、脱税事件であれば本犯のはずのI建設に対しては、データを提出させ、パソコンは持ってっていない」「第5回公判では、木嶋査察官の尋問により、国税局は禰屋さんの脱税ほう助や税理士法違反を裏付ける証拠を得られず、被疑者でなく参考人であり、国税局は告発していない。あらゆる方向から見て弾圧でしかない」と語りました。続いて禰屋町子さんが登壇し、「第一審判決の際、江見裁判長は、判決後の閉廷後、40人を超える警察官を導入し、傍聴人を威嚇した。これは共謀罪の先駆けであり許せません」と語り、続けて「愛知から、いつも発信してもらってありがたい。人質司法について、多くの人に知ってほしい。私を参考人と言っているが参考人を428日間も勾留したのはなぜか。全国で署名は34万筆に達し、署名やハガキが裁判所を動かす力になっています。また年賀状作戦に取り組みますので、協力をお願いします」と力強く訴えました。

総会では、当面の方針案とともに、<会長>竹内平弁護士、<副会長(会長代行)>服部守延愛商連会長はじめとした役員体制が、承認されました。



禰屋さんに寄せ書きを送りました

守山西支部・守山東支部で 2000枚のビラ配布

11月27日に、守山生涯学習センターで、なんでも相談会が予定されています。その案内ビラを守山区の支部で手配りしようと話し合い、守山東が1500枚、守山西が500枚を役員で分担しました。役員会では「ビラを入れないでください、と書かれているポストに入れてしまい、あわてて手を突っ込んで取り出したよ」「最近、セキュリティーシステムのマンションが増えて配りにくくなった」「少しでも、相談に来てもらえるといいが」など経験談も交え話し合われました。



参加費無料

相続税学習会

日時 11月25日(月) 午後1時30分～

場所 民商事務所3階

<講師>長谷川弘子税理士(相続税専門)



相続税の計算の仕方、基礎的な知識を学習します。

家族で参加していただいても結構です。

～今月の出張法律相談～

担当：伊藤勤也弁護士

<日時>11月27日(水)14時～15時

<場所>名古屋北部民商3階

*相談を希望する方は、民商事務局まで連絡してください